

万が一に備えて

# 自転車の保険に加入しましょう!

身近な交通手段の自転車は「車両」の一種です。自転車利用中に相手にケガを負わせてしまい、高額な損害賠償を請求される事例も発生しています。万が一に備えて、自転車の保険について確認してみませんか？

小学生が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩行者と衝突。歩行者に重い障がいを負わせた。裁判所は、保護者の監督責任を認め、賠償を命じた。

賠償額 **9,521 万円**

高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた会社員と衝突。会社員に重い障がいが残った。

賠償額 **9,266 万円**

## 加入状況チェックシート

自転車損害賠償保険<sup>\*</sup>に加入している

<sup>\*</sup>自転車利用中に、他人にけがをさせた場合などに、その損害を補償できる保険



YES

NO

自動車保険、火災保険、傷害保険、各種団体保険、各種共済、クレジットカードなどの付帯保険に加入している

YES

NO

個人賠償特約<sup>\*</sup>で自転車事故が補償対象となっている

<sup>\*</sup>名称は保険・共済の種類により異なります

YES

NO

使用する自転車に TS マーク

が貼ってあり、点検日から 1 年以内である

YES

NO

自転車損害賠償保険に加入しています

補償内容が十分であるか、有効期限が切れていないか確認しましょう。安全運転に心掛けてください。

TS マーク付帯保険に加入しています。

TS マーク付帯保険の賠償責任保険は、事故の被害者が死亡又は重度後遺障害(1~7級)の場合に適用されます。有効期限内に点検を受けて TS マークを更新しましょう。

自転車損害賠償保険に加入していません

自転車利用中の加害事故による損害賠償に対応できるよう保険に加入しましょう。加入中の保険を確認し、特約など追加できる場合もあります。

保険内容についての詳細は、最寄りの保険会社・共済団体・自転車店等へご相談ください。

自転車も車両です!

絶対にダメ!

交通安全

自転車安全利用五則を守りましょう

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用



松江市自転車安全利用条例〈平成 26 年 8 月 1 日施行〉

松江市内で自転車を利用する人は、自転車損害賠償保険に加入するよう努めなければなりません。自転車販売店・貸出店は購入者・利用者に対し、自転車損害賠償保険への加入促進に努めましょう。

